

久教(学)第175号
令和2年4月30日

保護者各位

久万高原町教育委員会
教育長 小野 敏 信

第1学期当初の学校等の臨時休業の再延長について（通知）

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より本町の教育活動にご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、本町においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、第1学期当初の町内幼稚園、小学校及び中学校の臨時休業の延長を決定し、令和2年4月14日付け久教(学)第68号で通知したところです。

このような中、4月28日の愛媛県知事の記者会見において、国や県内の状況を踏まえ、児童生徒及び保護者並びに学校等が再開準備を円滑に行えるよう、県立高校の臨時休業の延長（5月10日（日）までの延長）を決定し、県内の小・中学校の臨時休業についても、県立高校と同様の延長措置を取るよう要請がありました。

本町においては、愛媛県知事、愛媛県教育委員会からの要請通知を受け、町新型コロナウイルス感染症対策本部で協議し、町内幼稚園、小学校及び中学校の臨時休業を県立高校と同様の5月10日（日）まで延長することといたしました。

つきましては、長期間に渡る臨時休業及び再度の臨時休業の延長となりますが、園児、児童及び生徒を守るために最善の対策、措置を取ることとさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間（終期の再延長）

- ① 幼稚園 4月 9日（木）から5月10日（日）
- ② 小学校 4月 9日（木）から5月10日（日）
- ③ 中学校 4月10日（金）から5月10日（日）

2 学校再開予定日 5月11日（月）

※ 中学校における部活動

県立高校の取扱いと同様に当面の間、実施しないこととします。
（再開については、別途連絡します。）

3 その他

今後、感染症の拡大が認められるなど、国や県等の対応状況及び要請等や「町新型コロナウイルス感染症対策本部」での決定内容等により、再度、臨時休業の延長を行う場合もあります。